

参 考

参考 1

男女共同参画推進の主な動き

(1) 女性の自立と地位向上を目指して

国際婦人年（昭和 50 年）

世界と日本の動き

国際連合は、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と定め、世界的に女性の地位向上を図る議論等が展開されました。同年メキシコ・シティで開催された「国際婦人年世界会議」では、女性の自立と地位向上を目指して向こう 10 年間の各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

同年秋には行動計画が承認され、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までを「国連婦人の 10 年」とすることが宣言され、その目標を平等・発展・平和と決めました。

同年、我が国では、女性の地位向上のための国内における本部機構として総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」が策定されました。

滋賀県では

昭和 52 年（1977 年）、関係機関による「滋賀県婦人問題連絡協議会」を設置し、翌年には、商工労働部労政課内に「婦人対策係」を設置しました。

また同年、各界代表者による「婦人問題懇話会」を設置し、様々な分野における調査・審議を重ねて、昭和 56 年（1981 年）に婦人問題懇話会から「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」があり、昭和 58 年（1983 年）に本県ではじめての女性行政推進の計画として「滋賀の婦人対策の方向－婦人の地位向上をめざして」を策定しました。

女子差別撤廃条約批准（昭和 60 年）

世界と日本の動き

昭和 54 年（1979 年）の国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約^{*32}）が採択され、翌年コペンハーゲンにおいて開催された「国連婦人の 10 年」中間年世界会議の会期中に署名式が行われ、条約の批准に向けて世界各国の取組が進められました。

我が国は、国籍法の改正や男女雇用機会均等法^{*33}の制定等国内法の整備や、家庭科教育の男女共修などの条件整備を進め、昭和 60 年（1985 年）には同条約を批准しました。

滋賀県では

昭和 59 年（1984 年）、商工労働部内に「労政婦人課」を設置し、女性行政の総合的推進体制を整備しました。

※ 32 女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。

あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立を目指して、昭和 54 年（1979 年）12 月、第 34 回国連総会で採択され、昭和 56 年（1981 年）9 月に発効しました。日本は昭和 55 年（1980 年）7 月に署名、昭和 60 年（1985 年）6 月に批准しました。

この条約は、あらゆる分野における慣習・慣行、個人の意識、行動様式の変革を求めています。

また、ポジティブ・アクションは差別（いわゆる逆差別）とならないことも明らかにしています。

※ 33 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

ナイロビ将来戦略（昭和 60 年）

世界と日本の動き

「国連婦人の 10 年」の最終年に当たる昭和 60 年（1985 年）の「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議において、西暦 2000 年に向けて、各国等が実情に応じて効果的措置を採る上での指針となる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

昭和 62 年（1987 年）、ナイロビ将来戦略を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

滋賀県では

昭和 61 年（1986 年）、近江八幡市に女性の自立と社会参加のための拠点施設「滋賀県立婦人センター」を開設し、女性の主体的・実践的な活動への支援を始めました。

平成元年（1989 年）には、女性行政の総合調整機能を強化するため、知事直属に「婦人行政課」を新設するとともに、庁内体制の強化を図るため、副知事を本部長とする「滋賀県婦人行政推進本部」を設置しました。

平成 2 年（1990 年）、婦人問題懇話会から「男女共同参加型社会づくりに向けての提言」があり、これを受けて「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画」を策定しました。

(2) 男女共同参画社会の実現を目指して

「参加」から「参画」へ（平成3年）

日本の動き

平成3年（1991年）、新国内行動計画の第一次改定がされ、「共同参加」から「共同参画」へ改められ、「男女共同参画型社会」の形成を目指すこととされました。

同時に、従来使われてきた「婦人」という言葉についても、法令用語、固有名詞等を除き、「女性」の表現とすることとされました。

平成6年（1994年）には、「男女共同参画推進本部」が設置されるとともに、総理府大臣官房に「男女共同参画室」を設置し、推進体制の整備が図られました。

また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

滋賀県では

平成4年（1992年）、婦人行政推進本部を「滋賀県女性政策推進本部」に、婦人行政課を「女性政策課」に、それぞれ改称しました。

同年、婦人問題懇話会を「女性問題懇話会」に改称し、計画を「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画」に改称しました。

平成5年（1993年）、女性問題懇話会から「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画改定に向けての提言」があり、これを受けて翌年に「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画（第1次改定）」を策定し、同年に「男女共同参画社会づくり滋賀県計画（第1次改定）」と改称しました。

北京会議と行動綱領（平成7年）

世界と日本の動き

平成7年（1995年）、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「世界行動綱領」が採択されました。

この行動綱領により各国政府は、平成8年（1996年）末までに自国の行動計画を開発し終えることが求められ、我が国では、平成8年（1996年）、男女共同参画審議会からの「男女共同参画ビジョン」の答申を受け、新たな行動計画として「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

滋賀県では

平成8年（1996年）、県のはじめての試みとして女性問題懇話会の委員に公募制を導入しました。

平成9年（1997年）、女性政策推進本部を「滋賀県男女共同参画推進本部」に、女性政策課を「企画県民部男女共同参画課」に改編・改称し、また県立婦人センターを「滋賀県立女性センター」に改称しました。

同年、女性問題懇話会を「男女共同参画懇話会」に改称するとともに、男女共同参画懇話会から「21世紀を展望した滋賀県における男女共同参画社会づくりの方向について」の提言があり、これを受けて翌年に「滋賀県男女共同参画推進計画～パートナーしが2010プラン～」を策定しました。

男女共同参画社会基本法の制定（平成 11 年）と 滋賀県男女共同参画推進条例の制定（平成 13 年）

世界と日本の動き

平成 12 年（2000 年）、ニューヨークにおいて、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、21 世紀に向けた行動指針といえる「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

平成 17 年（2005 年）には、国連本部（ニューヨーク）において、「第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京 + 10」ハイレベル会合）」が開催され、「北京宣言および行動綱領」および「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言」が採択されました。

平成 11 年（1999 年）6 月 23 日、我が国では、男女共同参画社会の実現のための基本法となる「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。そして、翌年には、基本法に基づく我が国初の法定計画となる「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 17 年（2005 年）には、同計画が改定され、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されています。

なお、平成 13 年（2001 年）、省庁再編により「内閣府」が置かれ、その中に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されました。

平成 22 年（2010 年）3 月には、男女共同参画会議から「第 3 次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」について答申され、同年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

滋賀県では

男女共同参画社会基本法の制定を機に条例制定の気運が高まり、平成 13 年（2001 年）に、滋賀県男女共同参画懇話会から「男女共同参画社会の早期実現のための新たな方策」についての提言があり、これを受けて同年に「滋賀県男女共同参画推進条例」が制定され、翌年 4 月に施行されました。

平成 14 年（2002 年）、条例に基づく「滋賀県男女共同参画審議会」を設置し、同年、同審議会から「滋賀県男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方について」の答申を受けて、平成 15 年 3 月に基本法および条例に基づく「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン（改訂版）～」を策定しました。

平成 14 年（2002 年）、県立女性センターを「滋賀県立男女共同参画センター」と改称し、条例に基づく県民等の男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設としました。

平成 15 年（2003 年）、組織改編により、男女共同参画課を政策調整部に設置しました。

平成 19 年（2007 年）、男女共同参画審議会から「滋賀県男女共同参画計画の改定にあたっての基本的考え方について」の答申を受けて、平成 20 年 2 月に「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン（第 2 次改訂版）～」を策定しました。

平成 20 年（2008 年）、男女共同参画課を政策調整部から県民文化生活部へと組織改編しました。

平成 22 年（2010 年）、男女共同参画審議会から「滋賀県男女共同参画計画の改定にあたっての考え方について」の答申があり、これを受け平成 23 年（2011 年）3 月に「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」を策定しました。

(3) 男女共同参画推進の主な動き（年表）

	[国連関係]	[国]	[滋賀県]
1970年代	1975年6月(昭50) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「平等・発展・平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択 1976～85年の10年間を「国際婦人の10年」と宣言	1975年9月(昭50) 総理府婦人問題担当室設置	
	世界行動計画 採択	1977年1月(昭52) 国内行動計画 策定 計画期間：昭和52～61年度	
		1977年10月(昭52) 国内行動計画前期重点目標 発表	1978年4月(昭53) 商工労働部労政課婦人対策係設置
	1979年12月(昭54) 女子差別撤廃条約 第34回国連総会で採択(1981年9月発効)		
	1980年7月(昭55) 「国連婦人の10年」1980年世界会議(コペンハーゲン) サブテーマ「雇用・健康・教育」 女子差別撤廃条約署名式(57か国)	1980年7月署名	
	国連婦人の10年後半期行動のプログラム 採択		
	1981年2月(昭56) ILO第156号条約(家庭的責任を有する労働者条約) 第67回ILO総会で採択(1981年9月発効)	1981年5月(昭56) 国内行動計画前期重点目標 決定	1981年9月(昭56) 婦人問題懇談会「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」
			1983年3月(昭58) 滋賀の婦人対策の方向—婦人の地位向上をめざして— 策定
			1984年4月(昭59) 商工労働部労政婦人課設置
	1985年7月(昭60) 「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 2000年までに少なくとも1回の世界会議を開くことを決議 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(372項目) 採択	1985年6月(昭60)批准(72番目) 育児休業法成立(1975) (女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象) 民法一部改正(1976) (離婚時の氏使用可能等) 国籍法、戸籍法、一部改正・施行(1984) (父系血統主義から父母両系血統主義へ) 男女雇用機会均等法成立(1985)	1985年1月(昭60) 婦人問題懇談会「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」
	1987年5月(昭62) 西暦2000年に向けての新国内行動計画 計画期間：昭和62年～75年度 (平成12)	1986年11月(昭61) 県立婦人センター開所	
		1989年4月(平成元) 知事直属に婦人行政課設置	
		1989年6月(平成元) 滋賀県婦人行政推進本部設置	

	[国連関係]	[国]	[滋賀県]
1990年代	1990年3月(平成2) ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論	1991年5月(平成3) 西暦2000年に向けての新国内行動計画第一次改定 計画期間:平成3~7年度	1990年8月(平成2) 男女共同参加型社会づくり滋賀県計画 策定
	1994年9月(平成6) 世界人口・開発会議(カイロ) リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択	1992年12月(平成4) 婦人問題担当大臣設置	1992年4月(平成4) 女性政策課に改称 滋賀県女性政策推進本部に改称
	1995年9月(平成7) 第4回世界女性会議(北京) 行動綱領 採択	1994年7月(平成6) 総理府男女共同参画室設置	1993年3月(平成5) 女性問題懇話会「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画改定に向けての提言」
		1995年6月批准(23番目) 育児休業法成立(1991) 育児・介護休業法成立(1995) (介護休業制度を法制化。 平成11年からは休業の制度化が事業主の義務)	1994年8月(平成6) 男女共同参画社会づくり滋賀県計画(第一次改定) 策定・改称
		1996年12月(平成8) 男女共同参画2000年プラン 計画期間:平成12年度まで	1995年4月(平成7) 湖国農山漁村女性プラン 策定
		1997年6月(平成9) ・男女雇用機会均等法改正 (一部を除き平成11年4月1日施行差別解消努力義務から差別禁止規定へセクハラ防止、ポジティブアクションへの対応) ・労働基準法一部改正 (女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ・育児・介護休業法一部改正 (労働者の深夜業制限の制度創設)	1997年4月(平成9) 企画県民部男女共同参画課設置 滋賀県男女共同参画推進本部に改称 県立女性センターに改称
		1999年4月(平成11) 男女雇用機会均等法 改正	1997年9月(平成9) 男女共同参画懇話会 「21世紀を展望した滋賀県における男女共同参画社会づくりの方向について」提言
		1999年6月(平成11) 男女共同参画社会基本法 成立・施行	1998年8月(平成10) 滋賀県男女共同参画推進計画 パートナーしが2010プラン 策定
		1999年7月(平成11) 食料・農業・農村基本法 施行	

	[国連関係]	[国]	[滋賀県]
2000年代	<p>2000年6月(平成12)</p> <p>国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)</p>	<p>2000年5月(平成12年)</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律 成立</p> <p>2000年12月(平成12)</p> <p>「男女共同参画基本計画」 策定</p> <p>2001年1月(平成13)</p> <p>内閣府男女共同参画局設置</p> <p>2001年4月(平成13)</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法) 成立</p>	<p>2001年3月(平成13)</p> <p>男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現をめざす取組を加速し、強力に推進していくための方策について」提言</p> <p>2001年12月(平成13)</p> <p>滋賀県男女共同参画推進条例 制定</p> <p>2002年4月(平成14)</p> <p>滋賀県男女共同参画推進条例 施行</p> <p>2002年4月(平成14)</p> <p>滋賀県男女共同参画審議会設置 県立男女共同参画センターに改称</p> <p>2002年11月(平成14)</p> <p>男女共同参画審議会「男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方について」答申</p> <p>2003年3月(平成15)</p> <p>男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(改訂版)～ 策定</p> <p>2003年4月(平成15)</p> <p>政策調整部男女共同参画課に組織改編</p> <p>2004年3月(平成16)</p> <p>男女共同参画審議会「男女共同参画の視点に立った地域づくりについて」提言</p>
	<p>2005年2～3月(平成17)</p> <p>国連「北京+10」世界関係級会合(ニューヨーク)</p>	<p>2003年7月(平成15)</p> <p>次世代育成支援対策推進法 成立、一部施行</p> <p>2004年6月(平成16)</p> <p>DV防止法改正</p> <p>2004年12月(平成17)</p> <p>育児・介護休業法改正</p> <p>2005年12月(平成17)</p> <p>男女共同参画基本計画(第2次) 策定</p> <p>2006年6月(平成18)</p> <p>男女雇用機会均等法改正</p> <p>2007年6月(平成19)</p> <p>パートタイム労働法改正</p> <p>2007年7月(平成19)</p> <p>DV防止法改正</p> <p>2007年12月(平成19)</p> <p>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</p>	<p>2007年8月(平成19)</p> <p>男女共同参画審議会 「男女共同参画計画改定にあたっての基本的考え方について」答申</p> <p>2008年2月(平成20)</p> <p>男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(第2次改訂版)～ 策定</p>

	[国連関係]	[国]	[滋賀県]
2000年代		2008年11月(平成20) 次世代育成支援対策推進法改正 2009年6月(平成21) 育児・介護休業法改正	2008年4月(平成20) 県民文化生活部男女共同参画課に組織改編
2010年代	2010年9月(平成22) APEC(アジア太平洋経済協力) 「第15回女性リーダーズネットワーク会合」 (議長国:日本)	2010年7月(平成22) 「第3次男女共同参画基本計画策定に 当たっての基本的な考え方」答申 2010年12月(平成22) 男女共同参画基本計画(第3次) 策定	2010年7月(平成22) 男女共同参画審議会「男女共同参画計画 の策定にあたっての考え方について」答申 2011年3月(平成23) 男女共同参画計画 ～新パートナーシッププラン～ 策定 2011年4月(平成23) 総合政策部男女共同参画課に組織改編